

都城盆地

土地改良区 だより

第8号

平成29年3月発行
都城盆地土地改良区
TEL:(0986)36-6710

散水器具展示会の様子
(都城市山田町)



目次

○理事長あいさつ	・・・2	○新役員のみなさん	・・・5
○第9回通常総代会	・・・3	○賦課金について	・・・6
平成26年度収支決算	・・・3	○給水スタンドについて	・・・6
平成28年度収支予算	・・・3	○水利用の効果について	・・・7
○新総代のみなさん	・・・4	○組合員の皆さまへ	・・・8

理事長あいさつ

組合員の皆さまには、平素から都城盆地土地改良区の運営に特段のご支援とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、農業農村を取り巻く情勢は、耕作者の高齢化及び担い手の減少等の構造的な課題に加え、耕作放棄地の増加など厳しい状況が続いております。このような状況が続けば集落機能の低下や、農業農村の多面的な機能にも大きな影響を与えることが危惧されます。環太平洋連携協定（TPP）につきましては、米国の離脱表明により見通しがつかず、今後どのような展開になっていくのか関心の高い問題であります。

このような厳しい状況により、都城市・三股町の基幹産業でもある農林畜産業の振興についても大きな問題が生じています。都城市長は「6次産業の推進などに力を入れ、後継者育成に努め、TPPに敗けない強い攻めの農業づくりを進める。」と云われております。国は、畑地かんがい施設について「食料増産に不可欠な施設」としてその重要性を認めており、この事業は地域活性化事業と大きな関係があり、当土地改良区のスローガンでもある「都城盆地の農業を変える」、「食料基地としての活性化を図る」その一助としてとても大きな役割を担っています。当土地改良区は、畑地かんがい施設の適切な維持管理を行い、どのような営農体制にも対応し、儲かる農業の実現に向け、かつ露地野菜の生産拡大や6次産業化により畜産と耕種とのバランスのとれた生産構造の転換を図ることができるよう、役職員一同一丸となって頑張っております。

最後に、組合員各位並びに関係機関の皆さまの今迄以上のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。



都城盆地土地改良区
理事長 島田 孝一

おくやみ

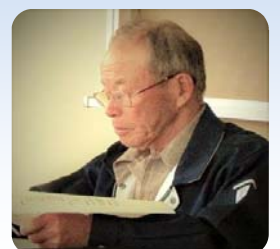
前副理事長 石坂 正行 様（享年79歳）

平成28年9月27日ご逝去

石坂正行様におかれましては、当土地改良区に多大なるご尽力をいただき、そのご功績を思うと改めて敬意と感謝の念に堪えません。
ここに謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

役員経歴

理事（第6被選任区北諸県郡三股町）平成20年2月8日～平成28年3月29日
上記期間のうち副理事長（庶務担当）平成24年3月30日～平成28年3月29日



第9回通常総代会

議決事項

- 議案第 1号 平成26年度事業報告及び収入支出決算
並びに財産目録の承認について（監査報告）
- 議案第 2号 平成27年度一般会計収入支出補正予算の承認について
- 議案第 3号 平成28年度事業計画について
- 議案第 4号 平成28年度賦課金及び徴収方法について
- 議案第 5号 平成28年度給水スタンド使用料について
- 議案第 6号 平成28年度役員報酬について
- 議案第 7号 平成28年度一般会計収入支出予算
並びに特別会計収入支出予算について
- 議案第 8号 平成28年度一時借入金の高限度額及び
借入先並びに金銭預入先金融機関について
- 議案第 9号 規程の一部変更について
- 議案第10号 役員の選任について

平成28年3月18日（金）午後1時30分より総代現在員数75名（定数75名）中63名の出席を得て、第9回通常総代会が行われました。

亀沢事務局長の開会宣言に続き、島田理事長による挨拶、来賓の中澤克彦 九州農政局南部土地改良調査管理事務所長、宮下敦典 北諸県農林振興局長、高坂澄明 都城農業協同組合常務理事より祝辞を賜り、議長に第1区（都城市志和池地区）の長友昭治総代を選出して議事に入りました。提出した10議案について慎重に審議され、全て原案のとおり可決されました。

※役職等は平成28年3月現在



平成26年度収支決算

■一般会計収支決算

収入の部			支出の部		
項目	予算額	付記	項目	予算額	付記
1.組合費	3,789,310	賦課金	1.事務費	11,376,190	事務費・役員会費・総代会費
2.使用料	1,146,102	スタンド使用料・他目的使用料	2.管理費	68,883,778	施設管理費・基幹水利施設管理費
3.負担金及び補助金	28,254,000	運営負担金・管理体制整備費等	3.財産費	4,594,060	退職引当金・基本財産積立金
4.受託費	49,974,720	管理委託事業・基幹施設管理事業	4.予備費	0	
5.雑収入	634,560	督促手数料・延滞金・預金利息			
6.繰入金	29,700				
7.借入金	0				
8.繰越金	3,927,636	前年度繰越金			
計	87,756,028		計	84,854,028	

※差引残高 2,902,000 円（平成27年度会計へ繰越）

平成28年度収支予算

■一般会計収支予算

収入の部			支出の部		
項目	予算額	付記	項目	予算額	付記
1.組合費	4,200,000	賦課金	1.事務費	12,951,000	事務費・役員会費・総代会費
2.使用料	1,420,000	スタンド使用料・他目的使用料	2.管理費	60,472,000	施設管理費・基幹水利施設管理費
3.負担金及び補助金	23,091,000	運営負担金・管理体制整備費等	3.財産費	1,655,000	退職引当金・基本財産積立金
4.受託費	46,399,000	管理委託事業・基幹施設管理事業	4.予備費	200,000	
5.雑収入	165,000	督促手数料・延滞金・預金利息			
6.繰入金	1,000				
7.借入金	1,000				
8.繰越金	1,000	前年度繰越金			
計	75,278,000		計	75,278,000	

新総代のみなさん

都城盆地土地改良区の総代選挙が、平成28年2月17日に執行され、次の方々が総代に当選されました。地区の代表である総代のみなさんには、畑地かんがい事業の推進と都城盆地土地改良区の最高議決機関として運営に携わっていただきます。

《任期：平成28年2月25日～平成32年2月24日》

都城盆地土地改良区総代名簿

選挙区 (人数)	氏名	住所	選挙区 (人数)	氏名	住所	選挙区 (人数)	氏名	住所	
第1選挙区 都市市（山之口町・高城町・山田町・高崎町を除く区域） (35)	相葉 雄三	下長飯町	(同左)	原口 善一	梅北町	第4選挙区 都市市山田町 (10)	高原 健二	山田町山田	
	新福 稔	大岩田町		高野 嵩	安久町		中原 長幸	山田町山田	
	肥後 悦雄	上長飯町		松下 良彦	豊満町		南崎 親則	山田町山田	
	坂元 良全	今町		石井 拓郎	安久町		福田 和弘	山田町山田	
	高橋 武美	今町		中島 正己	乙房町		戸越 和徳	山田町山田	
	楠見 幸	今町		丸目 勝幸	乙房町		溝口 修	山田町山田	
	柿並 博志	都島町		釘村 祐次	乙房町		福森 幸二	山田町山田	
	蓑原 孝	南横市町		大久保 義広	乙房町		石原 文雄	山田町山田	
	大石 明	蓑原町		福永 一義	乙房町		村岡 博光	山田町山田	
	野口 岡太郎	郡元町		濱崎 光郎	関之尾町		立元 宗嗣	山田町山田	
	櫻木 儀安	高木町			中津 辰生	高崎町大牟田			
	平川 福男	金田町	餅原 利行	山之口町花木	鍋西 忠二	高崎町大牟田			
	福重 敏郎	岩満町	邊保 素志	山之口町山之口	西村 岩男	高崎町大牟田			
	桑畑 昭三	上水流町	榎木 厚男	山之口町富吉	宮園 陸雄	高崎町大牟田			
	長友 昭治	上水流町	平山 保	高城町大井手	迫田 澄雄	高崎町江平			
	横山 信幸	野々美谷町	安樂 國利	高城町桜木	的場 辰男	高崎町江平			
	西 浩二	野々美谷町	園田 勝美	高城町桜木	中村 年信	高崎町江平			
	西原 一美	丸谷町	安藤 武	高城町穂満坊	鶴吉 巖	高崎町江平			
	恒吉 重信	梅北町	宮丸 勝美	高城町穂満坊	西村 登	三股町餅原			
	重山 告男	梅北町	清水 裕一郎	高城町石山	杉野 満	三股町餅原			
	坂元 重秋	梅北町	飯盛 茂	高城町石山	福永 廣文	三股町蓼池			
	川崎 勝海	梅北町	富吉 次男	高城町石山	溝口 良信	三股町長田			
	竹田 功	梅北町	末廣 利康	高城町有水	堀内 弘昭	三股町樺山			
	小野田 勉	梅北町	海江田 留男	高城町有水	中内 勇一	三股町樺山			
	谷口 孝一	梅北町	釘田 博美	高城町有水	中石 政浩	三股町樺山			
					第5選挙区 都市市高崎町 (8)		第6選挙区 北諸県郡三股町 (7)		

(……新任 ほかは再任)

新役員のみなさん

第9回通常総代会において、次のとおり新役員が満場一致で選任されました。選任された理事及び監事は、外部に対して土地改良区を代表するとともに、執行機関として総代会の意思決定に従って職務を執行することとなります。

また、役員互選により下記のとおり理事長、副理事長、総括監事、運営委員長が選任されました。

《任期：平成28年3月30日～平成32年3月29日》

都城盆地土地改良区役員名簿

職名	被選任区	定数	氏名	住所	備考
理事	第1被選任区 都城市 (山之口町、高城町、 山田町、高崎町を除く 区域)	9	榮福 志摩雄	都城市大岩田町	
			椎屋 孝一	都城市今町	
			廣畑 勝美	都城市野々美谷町	副理事長
			重富 保	都城市下水流町	
			永井 民雄	都城市梅北町	
			栢 良作	都城市梅北町	
			山下 博三	都城市安久町	運営委員長
			上之原 正美	都城市乙房町	
			前畑 芳秀	都城市関之尾町	
	第2被選任区 都城市山之口町	1	中村 春雄	都城市山之口町花木	
	第3被選任区 都城市高城町	3	野元 久男	都城市高城町穂満坊	
			小園 敏	都城市高城町桜木	
			竹下 正秋	都城市高城町有水	
	第4被選任区 都城市山田町	3	島田 孝一	都城市山田町山田	理事長
			藤井 和也	都城市山田町山田	
			戸越 弘美	都城市山田町山田	
	第5被選任区 都城市高崎町	2	関 節男	都城市高崎町江平	
			中津 教芳	都城市高崎町大牟田	
	第6被選任区 北諸県郡三股町	2	内村 充	三股町蓼池	
尾崎 幸男			三股町樺山	副理事長	
全 域 組合員外	2	岩崎 透	都城市姫城町6街区21号	都城市副市長	
		西村 尚彦	三股町五本松1番地1号	三股町副市長	
監事	全 域	2	穂之上 満	都城市下水流町	総括監事
			宮田 廣一	三股町長田	
	全 域 組合員外	1	高丸 幹雄	都城市梅北町	

(…… 新任 (ほかは再任))

賦課金について

平成29年2月現在

科目	賦課基準		備考	
	種別	10aあたり年間		
組合費	組合費	100 円	県営事業完了地区に全筆賦課。 1組合員に対し合算して10a未満は、100円。	
水利費	普通畑		2,500 円	水利用者
	ハウス	加温機有	21,000 円	平成26年度～28年度までは15,000円。
		加温機無	12,000 円	販売用野菜苗・観賞用作物含む。
	育苗施設・雨よけハウス		6,000 円	水利用者
	茶	防霜有	11,000 円	水利用者
防霜無		6,000 円		

★賦課金納入に便利な口座振替をご利用ください★

- ・金融機関で支払う時の手数料がもったいない！
 - ・毎年支払いに行くのが面倒！
- このような方は便利な口座振替をご利用ください。
 □口座振替をご利用頂ければ手数料はかかりません。
 ※口座振替について、ご不明な点がございましたら
 当土地改良区までご連絡ください。

□口座振替が可能な金融機関（下記の3行）

- ・JA都城
- ・宮崎銀行
- ・ゆうちょ銀行（郵便局）

給水スタンドについて

科目	種別		金額	備考	
使用料	鍵式 (年間)	個人	3,000円	バルブ手動操作	申請が必要です。(下記の3箇所) ・森田原(野々美谷町) ・宮ノ原(三股町樺山) ・牧原(高城町大井手)
		法人	30,000円		
	コイン式 (1枚当り)	大コイン	100円	500ℓ自動給水	コインは土地改良区事務所 で販売しています。
		小コイン	50円	250ℓ自動給水	



○給水スタンドをご利用の皆様へ

- ・共同利用施設ですので、使用者が責任を持って後片付けを行ってください。
- ・かん水や防除などの用水としてお使いください。（生活用水等の使用はできません。）

注意!!

鍵式給水スタンドは、申込者以外の不正利用を防ぐため、使用後は必ず施錠をしてください。
 ご理解・ご協力をお願いします。



水利用の効果について

北諸県農業改良普及センターの実施した試験において、様々な品目で畑かんの利用による増収効果が実証されています。

○実証ほ場の品目別成績まとめ

単位：件、%

分類	品目名		実証件数	収量 (無かん水区を“100”とした時の比率)		
				最小	最大	平均
野菜	さといも		20	104	222	146
	ごぼう	トンネル	3	104	120	113
		春まき	6	106	158	121
	らっきょう		3	122	143	132
	にんじん		13	100	223	129
	しょうが		4	103	240	180
	だいこん		2	100	122	111
	きゅうり（露地）		1	-	-	124
	スイートコーン		2	135	197	166
飼料	飼料とうもろこし		3	100	146	119
	イタリアングラス		2	93	127	110
	ソルガム		1	-	-	105
	とうもろこし・ソルガム混合		2	102	136	119

畑かんの水を使えば、気象条件や作物の生育に合わせて、狙った時期に水をやることができるんだよ。



しずくちゃん

適期かん水をすることによって、高品質化や増収につながるんだね。

散水器具の貸出を行っています！！

都城盆地土地改良区では、散水器具の貸出を行っています。貸出器具は次のとおりです。



- 自走式スプリンクラー(畑かんロールカー)
- ・散水直径：約30m
- ・最大散水延長100m
- ・水圧を利用し自動走行。散水終了後は自動停止



- スプリンクラー
- ・散水直径：約30m



- ミニスプリンクラー
- ・散水直径：約20m



- 大型スプリンクラー(レインガン)
- ・散水直径：約50m
- ・単位面積あたりの必要台数が少なく、設置が簡単で省力的

貸出を希望される方は、ご連絡下さい。

※貸出器具は数に限りがありますので、ご了承ください。

組合員の皆さまへ

次のような時には、必ず土地改良区へご連絡ください。（提出して頂く書類があります。）

水の利用を開始するとき

★使用前に必ずご連絡ください。

水利用申請していない畑において、水を利用する場合には申請が必要です。また、申請した畑について次年度も水利用する場合は、再度申請の必要はありません。
※無断での水利用は、盗水となります。

水の利用をやめるとき

★水利用申請した畑において、利用をやめる際にご連絡ください。

休止の届出がない場合は、水利費の賦課を継続しますのでご注意ください。
※賦課通知書を送付してからの休止の連絡が多数ありますので、早めの届出をお願いします。

畑かん区域内の農地の取得及び喪失や組合員の変更があったとき

- 土地の所有権（売買・相続等）・耕作権の移動
- 組合員資格の変更（組合員の死亡や農業者年金受給による経営移譲等）
- 住所の変更

このような時は、土地改良法により組合員から土地改良区へ届け出るように義務付けられています。（土地改良法第43条第1項）

※届出がなければ、前組合員へ賦課金が請求されてしまいます。

★法務局や都城市・三股町、農業委員会の届出だけでは土地改良区の台帳は変更されません。

上記の届出用紙及び口座振替依頼書は、当土地改良区以外に

『都城市役所各総合支所 産業建設課』・『三股町役場 産業振興課』

『都城市役所中郷地区市民センター』・『都城市役所志和池地区市民センター』にあります。

また、ご連絡いただければ必要書類を送付いたします。

ご注意を！！

畑かん区域内の農地を取得する時、その土地に滞納賦課金があるまま取得すると土地改良法第42条（権利義務の承継）により、新しく取得した方に滞納賦課金の納付義務が課せられることとなりますので農地取得の際はご注意ください。

ご意見、お問い合わせは・・・



都城盆地土地改良区

〒885-0004

宮崎県都城市都北町5225番地5

TEL：(0986) 36-6710

FAX：(0986) 36-6740

E-mail：jimukyoku@miyakonojo-bonchi.jp

URL：http://www.btvn.ne.jp/~m-bonchi.lid/

